



トラブルを未然に防ぐために——

にしわき消費生活通信

ネットショッピングの代金を「返金」してもらおうはずが、いつの間にか「送金」してしまっていた、という新手の詐欺に関する相談が全国の消費生活センターなどに寄せられています。

▶事例

インターネットで商品を購入し、代金は銀行に振り込んだ。しかし、その後「在庫切れのため、注文をキャンセルします。返金は〇〇ペイで行います」というメールが届いた。LINEの友達登録をするよう指示があり、ビデオ通話で指示されるがまま、〇〇ペイに数字を入力した。何度か相手から「失敗している」と言われ、複数回操作した結果、約10万円の送金をしていることが分かった。

▷詐欺の手口の流れ

- ①インターネットで購入した商品が届かない。
- ②販売元に商品の発送状況を確認すると、「商品が準備できないので返金する」と言われる。

No.218

新手の詐欺「〇〇ペイで返金」に注意！

- ③販売元からLINEの友達登録をするように指示される。
- ④LINEで送られてきたリンクをタップすると、〇〇ペイの画面が開き、言われるままに操作してしまう。
- ⑤返金してもらおうはずが送金させられた。

▶アドバイス

- ①購入後の返金手続きの際に、「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑う。
- ②相手の指示に従ってスマートフォンなどを操作しない。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時
(祝日・年末年始除く)